



年度 特別区民税・都民税
特定配当等・特定株式等譲渡所得金額申告書

<提出年月日 年 月 日 >

| | | | |
|-----------|--------------------------------|------|-------|
| 1月1日現在の住所 | 足立区 | 電話番号 | |
| 現住所 | <input type="checkbox"/> 上記と同じ | 生年月日 | 年 月 日 |
| フリガナ | | 個人番号 | |
| 氏名 | | | |

この申告書は、令和4年分以前の所得税の確定申告において総合課税又は申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得等及び特定株式等譲渡所得について、令和5年度以前の特別区民税・都民税（住民税）においては異なる課税方法を選択する場合に提出するものです。

確定申告書第二表の「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」欄に○をしたかたは、住民税において、「すべて申告不要」を選択したこととなりますので、この申告書を提出する必要はありません。

住民税において、所得税と異なる課税方法を選択する場合は1の各項目を記入し、申告不要を選択した、または前年以前に申告不要を選択したことにより、上場株式等に係る譲渡損失の繰越損失額が住民税と所得税で異なる場合は、2の各項目を記入の上、添付書類と一緒に提出してください。

この申告書は、住民税の納税通知書が送達される前までに提出されたものが有効になります。

| | | | |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-----|
| 1 | 所得税で申告した上場株式等に係る配当所得等及び特定株式等譲渡所得の課税方法について、住民税では次のとおり選択します（該当する項目に☑してください）。 | | |
| | <input type="checkbox"/> すべて申告不要（＝申告しないこと）を選択します。 <input type="checkbox"/> 住民税においては、以下の内訳のとおり申告します。 | | |
| | | 住民税の課税方法 | 所得額 |
| 上場株式等の配当所得等 | <input type="checkbox"/> 申告不要 | | 円 |
| | <input type="checkbox"/> 総合課税 | | 円 |
| | <input type="checkbox"/> 申告分離課税 | | 円 |
| 特定株式等譲渡所得 | <input type="checkbox"/> 申告不要 | | 円 |
| | <input type="checkbox"/> 申告分離課税 | | 円 |

| | | | |
|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|---|
| 2 | 住民税で申告不要を選択した、または前年以前に申告不要を選択したことにより、所得税と住民税で繰越損失額が異なるため、住民税の繰越損失額（本年度から差し引く繰越損失額及び翌年度以降へ繰り越す損失額）を、次のとおり申告します。 | | |
| | 上場株式等の配当所得等 | 本年度から差し引く繰越損失額 | 円 |
| | 上場株式等の譲渡所得等 | 本年度から差し引く繰越損失額 | 円 |
| | | 翌年度以降に繰り越される損失額 | 円 |

《職員記入欄》 ※以下の欄は記入しないでください。

- 1 申告選択 不要 申告 提出資料 確申控 計算明細書 確申付表 取引報告書等
2 繰越損失 あり なし 身元確認 番号確認 その他 ()

整理番号 _____

この申告書に添付する書類は以下のとおりです。

《添付書類》

| 書類の名称 | | ※添付書類はすべてコピー可能です。 |
|-------|---------------------------------------|-------------------|
| ① | 確定申告書の「本人控」 | |
| ② | 確定申告書の「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」 | |
| ③ | 確定申告書の「付表」 (上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用) | |
| ④ | 特定口座年間取引報告書、上場株式配当等の支払通知書 | |
| ⑤ | 身元確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証など) | |
| ⑥ | 番号確認書類 (マイナンバーカード、通知カードなど) | |

【注意事項】

- 令和5年度以前の住民税（令和4年分以前の所得税の確定申告書）において所得税と異なる課税方式を選択する場合に使用するものです。令和6年度以降は所得税と住民税とで異なる課税方式を選択することが出来なくなったため、使用できません。
- 原則として、納税通知書が送達される前までに提出された場合のみです。
- 対象となる上場株式等に係る配当所得等及び特定株式等譲渡所得は、所得税15.315%（復興特別所得税分含む）と住民税5%の、合計20.315%の税率であらかじめ源泉（特別）徴収されているものとなります。所得税20.42%を源泉徴収されている配当所得は対象ではありません。
- 譲渡所得の損失を申告する場合、同一口座内の配当所得も申告する必要があり、申告不要を選択することはできません。
- 住民税において申告不要を選択した上場株式等に係る配当所得等及び特定株式等譲渡所得については、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除の適用は受けられません。
- 特定株式等譲渡所得について、源泉（特別）徴収されない特定口座（簡易申告口座）及び一般口座での取り引きに係る所得については、申告不要とすることはできません。
- 上場株式等に係る配当所得等及び特定株式等譲渡所得について、申告不要を選択したことにより、医療費控除等の一部所得控除において、所得税と住民税で控除額に差が生じる場合があります。
- 申告書の記載誤りなどがあり、上場株式等に係る配当所得等及び特定株式等譲渡所得と判断がつかない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。
- 添付書類がない場合は、税額決定に時間がかかる場合があります。

《提出先》

〒120-8510

東京都足立区中央本町1-17-1

足立区 区民部 課税課 宛

《問い合わせ先》

電話番号 (03) 3880-5231 (03) 3880-5232

(03) 3880-5418

FAX (03) 5681-7665